

令和3年度

第2回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和3年5月13日

湯沢市農業委員会

第2回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和3年5月13日(木) 午前9時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午前9時36分

閉会 午前10時43分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杳澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席
(午前9時36分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	阿部 武彦
主 事	佐々木 健琉

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

- (1) 賃貸借契約合意解約
- (2) 使用貸借契約合意解約
- (3) 公共事業等に伴う転用の届出
- (4) 申請取下げ

3 議 案

議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第9号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第10号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による
農用地利用配分計画の案の決定について

議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第12号 下限面積（別段の面積）の設定について

<p>議 長</p>	<p style="text-align: center;">議 事</p> <p>開会宣言 午前 9 時36分 委員総数19名中ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、4番 麻生 良子 委員、5番 佐藤 昇 委員、の両名を指名いたします。</p> <p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p> <p>本日の議題は、会務報告のほか報告 5 件、議案 4 件であります。</p> <p>議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に、挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(大野事務局長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>大野事務局長。</p> <p style="text-align: center;">(会務報告、朗読説明)</p>
<p>議 長</p>	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(届出等報告、朗読説明)</p> <p>今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。</p> <p>議案書 2 ページから 3 ページをご覧ください。1 賃貸借契約合意解約通知は19件、面積64,696.99㎡であります。解約理由は、整理番号第1号、7号、8号、9号、10号、11号、12号、13号、14号、15号、16号、18号は借人の都合による、整理番号第2号、3号は所有者の都合による、整理番号第4号は借人死亡のため、整理番号第5号、6号、19号は契約内容を変更するため、第17号は第三者へ所有権設定するためとなっております。</p> <p>次に2使用貸借契約合意解約通知は4件、面積43,888㎡であります。解約事由は、すべて第三者に利用権設定するためとなっております。</p> <p>議案書4ページをご覧ください。次に3公共事業等に伴う転用の届出であります。土地の所在は酒蔭字若神子195、地目は田、面積は633㎡のうち9.00㎡で、届出の事由は携帯電話サービスエリア確保を図るための携帯電話基地無線局建設工事のためであります。</p> <p>次に4申請取下げ(許可の取消し)申請は1件、申請区分は農用地利用集積計画(利用権設定)の取下げ、面積398㎡であります。取下げ理由は借人の都合によるであります。報告は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>続いて前回総会での質問事項に関して事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(前回総会での質問事項に関して説明)</p>
議 長	<p>只今の報告内容について、ご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明していただきます。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第7号「農地法第3条の規定による許可申請について」、農地法第3条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和3年5月13日提出。</p> <p>議案書6ページをご覧ください。使用貸借権設定は1件、面積29,672㎡であります。申請事由は、年金に係わる再設定のためであります。</p> <p>次に議案書7ページをご覧ください。賃貸借権設定は1件、面積4,195㎡であります。申請事由は、相手方の要望のためであります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>次に議案書8ページから9ページをご覧ください。所有権移転は4件、面積22,851㎡であります。申請事由は、申請番号第1号、3号は兼業に</p>

<p>議 長</p>	<p>よる経営縮小のため、申請番号第2号、4号は経営縮小のためであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p> <p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。議案第7号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。案件を、事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、朗読説明)</p>
<p>阿部班長</p>	<p>議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年5月13日提出。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書11ページの利用権設定整理番号第58号は15番 由利幸悦 委員、11ページから13ページの整理番号第59号、60号、61号、62号、63号、64号、65号、66号、67号は18番 高橋 敬悦 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づ</p>

	<p>く議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは利用権設定整理番号第58号を審議しますので、15番 由利 幸悦委員の退席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、退席) (午前9時48分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号第58号について、朗読説明)</p>
阿部班長	<p>議案書11ページをご覧ください。利用権設定整理番号第58号は、使用貸借権の新規設定で、面積は8,994㎡であります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第58号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(15番 由利 幸悦 委員、着席) (午前9時49分)</p>

議 長	<p>次に利用権設定整理番号第59号、60号、61号、62号、63号、64号、65号、66号、67号を審議しますので、18番 高橋 敬悦 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午前9時50分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p> <p>(議案第8号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画利用権設定整理番号について、朗読説明)</p> <p>議案書11ページから13ページをご覧ください。利用権設定整理番号第59号、60号、61号、62号、63号、64号、65号、66号、67号は、賃貸借権の新規設定で、面積は46,928㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用権設定整理番号第59号、60号、61号、62号、63号、64号、65号、66号、67号を計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p>

	<p>(18番 高橋 敬悦 委員 委員、着席) (午前9時51分)</p>
議長	<p>次に、議案第8号議事参与制限以外の利用権設定について事務局より説明をお願い致します。</p>
議長	<p>(阿部班長、挙手) 阿部班長。</p>
阿部班長	<p>(議案第8号議事参与制限以外の利用権設定について、朗読説明) 議案書13ページから20ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用権設定は賃貸借権が26件、面積は133,584㎡であります。新規の設定が19件、再設定が7件であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。議案第8号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。 次に、議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。 (阿部班長、挙手)</p>

議 長	阿部班長
阿部班長	<p>(議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」、朗読説明)</p> <p>議案第9号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和3年5月13日提出。</p> <p>議案書22ページから24ページをご覧ください。利用集積計画集積計画整理番号(転貸人へ)は8件、面積48,400㎡であります。貸付理由は第1号、2号、3号、4号、5号、6号、7号は経営縮小のため、第8号は農業廃止のためとなっております。利用集積計画集積計画整理番号(転借人へ)は4件、経営拡張による借り受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。すべての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。集積計画について、何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、集積計画について採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。利用集積計画を計画のとおり決定することと致します。</p> <p>次に、議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>

阿部班長	<p>(議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」、朗読説明)</p> <p>議案第10号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定による農用地利用配分計画の案の決定について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条及び湯沢市農業委員会に対する事務委任に関する規則第2条第1項第14号の規定による農用地利用配分計画の案について、決定を要す。令和3年5月13日提出。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、議案書26ページの配分計画案整理番号第1号は6番 宮原 正明 委員に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。それでは配分計画案整理番号第1号を審議しますので、6番 宮原 正明 委員の退席をお願い致します。</p> <p>(6番 宮原 正明 委員、退席) (午前9時56分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
阿部班長	<p>議案書26ページをご覧ください。農地中間管理事業(移転)の配分計画案の配分計画案整理番号第1号は面積7,851㎡で、賃貸借権及び使用貸借権の移転です。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和3年5月28日となっております。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>

議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。配分計画案整理番号第1号を承認することといたします。退席者の着席をお願い致します。</p> <p>(6番 宮原 正明 委員、着席) (午前9時58分)</p>
議 長	<p>次に、議案第10号議事参与制限以外の配分計画案について事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
議 長	<p>阿部班長。</p>
議 長	<p>議案書26ページから27ページをご覧ください。議事参与制限以外の配分計画案は3件、面積は7,332㎡です。すべて使用貸借権の移転です。移転事由は、移転する者は経営縮小で、移転を受ける者は経営拡張です。配分計画案の内容について農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により意見を聴取するものです。県の配分公告は令和3年5月28日となっております。説明は以上です。</p>
議 長 17番	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ございませんか。</p> <p>土地所有者とこれまでの利用権設定者が同じ人である案件があるが、同じ人である理由は何か。</p>
議 長	<p>暫時休憩します。(午前10時0分)</p>
議 長	<p>再開します。(午前10時5分)</p>

阿部班長	<p>圃場整備事業の際に自己所有地であっても農地中間管理事業で利用権設定する必要があったため、土地所有者と利用権設定者が同じ人であるものです。</p>
議 長	<p>他にご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議事参与制限以外の配分計画案を承認することと致します。次に、議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(阿部班長、挙手)</p>
阿部班長	<p>(議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」、朗読説明)</p> <p>議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について」1農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したため、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。2農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。令和3年5月13日提出。</p> <p>初めに5条所有権移転申請番号第1号について説明させていただきます。議案書29ページ、議案付属資料は7ページから15ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。</p> <p>申請内容は、宅地分譲地を造成するための転用であります。申請地は、湯沢市役所から西へ約2.0km、湯沢文化会館から南へ約1.3 kmに位置し、</p>

東・北側は宅地、西・南側は道路に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第2種住居地域であることから第3種農地と判断いたしました。事業計画は、造成・盛土の造成工事の予定はなく、上水道を前面道路内本管より取り出す予定であります。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費が●円、計●円であります。被害防除計画は、汚水・生活雑排水は公共下水道により処理するものです。雨水は自然浸透するため現在は施工の予定はありません。許可判断として、申請地は第3種農地であり、周辺の土地に影響を及ぼす恐れもないことから特に問題はないものと考えます。

次に申請番号第2号について説明させていただきます。議案書29ページ、議案付属資料は16ページから22ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、駐車場を確保する必要性が生じたための転用であります。申請地は、湯沢駅から西へ約0.9km、湯沢文化会館から南へ約1.4 kmの駅西線に位置し、東・西側は宅地、北・南側は道路に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種住居地域であることから第3種農地と判断いたしました。事業計画は、譲受人が所有する宅地、●と一体で利用し、新たな駐車場を整備するものです。事業費は、用地取得費●円、造成・整地経費●円、測量・登記経費●円、計●円である。被害防除計画は、雨水排水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

次に申請番号第3号について説明させていただきます。議案書30ページ、議案付属資料は23ページから30ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、自家用車用駐車場敷地として利用するため転用するものであります。申請地は、湯沢市役所から西へ約2.7km、市立山田中学校から北へ約2.1kmに位置し、東・北側は宅地、西側は田、南側は道路に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。

事業計画は、譲受人が所有する宅地、●と一体で整備し、自家用車用

駐車場敷地を整備するものです。事業費は、施設・建物建設経費●円、設計費●円、測量・登記経費●円、計●円であります。被害防除計画は、農地と接する面が西側のみのため土砂等の流出を防ぐため土留工事をするものです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水排水は自然流下により処理するものです。許可判断として、第2種農地（その他農地）であります。居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に申請番号第4号について説明させていただきます。議案書30ページ、議案付属資料は31ページから40ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、一般住宅1棟、カーポート1棟を建設するための転用であります。なお、申請地には既に隣家の●が車庫を増設するための敷地として利用されており違反転用の状態ではありますが、施工当時、申請者が農地を利用する際に転用の申請・許可が必要であることを知らなかったために起きた事案であり、確信的に施工されたものではないことから悪質とは言い難いものと考えます。また、反省している旨の顛末書が提出されているため申請を受理することといたしました。申請地は、湯沢市役所から北へ約3.2km、市立湯沢北中学校から東へ約1.6kmに位置し、東側は道路、西側は畑、南側は宅地、北側は雑種地に隣接しております。農地区分は、都市計画区域・第1種中高層住居専用地域であることから第3種農地であると判断いたしました。事業計画は、高さ0.6m、土量80㎡の造成工事を行い、住宅63.55㎡、カーポート

21.1㎡を建設予定であります。事業費は、造成・整地経費●円、施設・建物建設経費●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円であります。被害防除計画は、東、西、南側は擁壁を設けて土砂の流出を防止するものです。北側は隣家の既存擁壁を利用し対応するものです。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第3種農地であり、事業計画にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。

次に申請番号第5号について説明させていただきます。議案書30ページ、議案付属資料は41ページから54ページをご覧ください。申請地は、

●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、店舗、整備工場の建築に適地と考え、転用するものであります。申請地は、市立湯沢北中学校から北へ約1.9km、幡野地区センターから東へ約2.4kmに位置し、東・南側は道路、西側は水路、北側は雑種地に隣接しております。農地区分はおおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。事業計画は、譲受人が所有する雑種地、●と一体で整備し、店舗・整備工場を建築するものです。事業費は、用地取得・借上費●円、造成・整地経費●円、施設・建物建設経費●円、設計費●円、測量・登記経費●円、計●円であります。被害防除計画は、東・西側をL字型擁壁で処理し、北側は緑地を設けて処理するものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水排水は水路放流により処理するものです。許可判断として、第1種農地であります。市内農業者の業務上必要な施設で、集落に接続して整備されるものであることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に申請番号第6号について説明させていただきます。議案書31ページ、議案付属資料は55ページから66ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、一般住宅を建築するため転用するものであります。申請地は、湯沢市役所から北西へ約3.2km、幡野地区センターから南東へ約1.4kmの下倉内集落内に位置し、東側は田、西側は道路、南・北側は宅地に隣接しております。農地区分は、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断いたしました。事業計画は、高さ●～●m、土量●㎡の造成工事を行い、住宅●㎡、カーポート●㎡を建設予定であります。事業費は、用地取得・借上経費●円、造成・整地経費●円、施設・建物建設経費●円、設計費●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円であります。被害防除計画は、東側は隣地が計画地盤より低くなるため法面保護で対応するものです。西、南、北側は計画地盤が同面もしくは低くなることから施工不要であるものです。汚水、生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水排水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は第1種農地であります。居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で

集落に接続して設置されるものであることから施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に申請番号第7号について説明させていただきます。議案書31ページ、議案付属資料は67ページから77ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、駐車場を整備するための転用であります。申請地は、市立稲庭小学校から北西へ約0.4km、湯沢市役所稲川庁舎から南へ約4.8kmの新町集落内に位置し、東側は雑種地、西・北側は田、南側は道路に隣接しております。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断いたしました。事業計画は、譲渡人が所有する宅地、●と一体で整備し、高さ0.40m、土量68㎡の造成工事を行い、新たな駐車場を整備するものです。事業費は、用地取得・借上経費●円、造成・整地経費●円、設計費●円、測量・登記経費●円、計●円であります。被害防除計画は、汚水・生活雑排水は発生せず、雨水排水は自然流下により処理するものです。許可判断として、第2種農地（その他農地）であるが、居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、施行規則第33条第4号に該当するものと考えます。

次に申請番号第8号について説明させていただきます。議案書32ページ、議案付属資料は78ページから87ページをご覧ください。申請地は、●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、新築住宅を建築するための転用であります。

申請地は、湯沢市役所稲川庁舎から北西へ約0.9km、川連集会所から東へ約1.8kmに位置し、東側は畑、西側は水路、南側は道路、北側は田に隣接しております。農地区分は、第3種農地の判断要件である申請地からおおむね300m内に教育施設（市立川連小学校）、医療施設（七山医院）が存在することから第3種農地であると判断いたしました。事業計画は、住宅・車庫●㎡を建設予定であります。事業費は、用地取得・借上経費●円、造成・整地経費●円、施設・建物建設経費●円、設計費●円、測量・登記経費●円、搬入費等諸経費●円、計●円であります。被害防除計画は、東、西、南・北側全方位に緩衝地を設けて対応するものです。

	<p>汚水、生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水排水は自然流下により処理するものです。許可判断として、申請地は上述したとおりおおむね300m以内に教育施設、医療施設が存在するため第3種農地であり、事業計画にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。</p>
議長	<p>ここで、現地確認結果について、15番 由利 幸悦 委員から報告願います。</p>
	<p>(15番 由利 幸悦 委員、挙手)</p>
議長	<p>15番 由利 幸悦 委員。</p>
15番	<p>議案第11号の現地確認について報告いたします。</p> <p>4月28日、16番 佐藤 栄子 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をまいりました。</p> <p>先ほど、事務局より説明があったとおり、申請番号第4号については、申請地の一部に車庫が建築されている状況でありました。それ以外の案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。報告は以上です。</p>
議長	<p>議案第11号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
10番	<p>申請番号第5号の申請土地と一体的に利用する土地は以前に転用事業計画が変更された土地であったが、変更された用途からさらに用途が変わるといふことか。</p>
阿部班長	<p>転用事業計画の変更に関しては申請者からは転用が完了した報告を受けております。その後、転用目的であった事業が完了し、所有者とともに用途が変わることになったものと思われれます。</p>
議長	<p>他にご質問ありませんか。</p>

<p>議長</p>	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第11号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p>
<p>議長</p>	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第11号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p> <p>次に、議案第12号「下限面積（別段の面積）の設定について」を議題とします。事務局より説明をお願い致します。</p>
<p>議長</p>	<p>(阿部班長、挙手)</p> <p>阿部班長。</p>
<p>阿部班長</p>	<p>(議案第12号「下限面積（別段の面積）の設定について」、朗読説明)</p> <p>議案第12号「下限面積（別段の面積）の設定について」「農業委員会の適切な事務実施について」(20経営第5791号平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知、平成22年12月22付け一部改正)により、今年度の農地法第3条第2項第5号の別段の面積について決定を要す。令和3年5月13日提出。</p> <p>議案書34ページをご覧ください。</p> <p>(議案書34ページを朗読説明)</p> <p>説明は以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第12号について質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>

議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、議案第12号について採決を行います。別段の面積を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第12号「下限面積（別段の面積）の設定について」は、別段の面積を原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p>(午前10時43分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ない
ことを認め署名押印する。

令和3年5月13日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 4番 麻生良子 

署名委員 5番 佐藤昇 